

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための今後の方針

令和3年10月20日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあり、感染防止対策の効果が表れていると考えられますが、今後、再び感染拡大を繰り返さないためにも、引き続き警戒を続けていくことが必要です。

一方で、重症化予防等に効果があるとされるワクチン接種が進む中で、感染対策と社会経済活動の両立に向けた取り組みを進めていくことも必要です。

改めて、一人ひとりが基本的な感染防止対策を徹底し、感染拡大への警戒を続けながら社会活動を進めていくため、町民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いします。

◆ 取組期間

10月22日（金）0時から当面の間

◆ 一人ひとりが、基本的なルールを守って行動してください

(1) 基本的な感染防止対策の継続

- ・ 3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を徹底してください。
- ・ 人と人との身体的距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心がけてください。

(2) 体調不良を感じたら医療機関に相談を

- ・ 少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談してください。
- ・ 「これ位なら大丈夫」と無理をせず、外出等を控える勇気を持ってください。
- ・ 職場では、体調不良や感染を疑う人が、休みを取れる環境を整えてください。

(3) 外出時は感染リスクを避けて慎重に行動を

- ・ 帰省や旅行、出張等の外出や移動は、感染が拡大している場合には延期等の判断をしてください。
- ・ 家族や普段行動をともにしている人と少人数で、混雑する場所や時間を避けるようにしてください。
- ・ 多数の人が集まる行事への参加は、基本的な感染防止対策を徹底して慎重に行動してください。

(4) 飲食機会における注意

- ・ 2時間を目安に、長時間に及ばないようにしてください。
- ・ 会話は正しくマスクを着用して、大声は控えてください。
- ・ 一つのテーブルでは、4人を目安にしてください。
- ・ 飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください。

(5) ワクチン接種について

- ・ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。(京丹波町での集団接種は終了しました。15歳以下の方は京丹波町病院での個別接種ができます。)
- ・ 16歳以上の方は、10月末までは町コールセンター(0771-88-9321)に、11月1日以降は健康推進課(0771-86-1800)にご相談ください。
- ・ 職場では、ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく行ける環境づくりを整えてください。

◆ 町の管理施設の利用について

町が管理する施設、公園を利用される際には、感染防止対策に心がけていただくとともに、社会教育施設等(体育館、グラウンド、集会所等)を利用するにあたっては、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

◆ 催物(イベント等)における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 実施期間 10月31日(日)まで
- ② 上限人数 5,000人以下もしくは施設の収容率の50%以内(大声での歓声等がない場合は100%、10,000人を上限)の人数のいずれか大きい方。
- ③ 開催時間 午後9時まで
- ④ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを実施する場合は、事前に京都府の相談窓口にご相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

◆ ワクチン接種済の方も、引き続き感染予防対策を

ワクチン接種を完了した方も、引き続き、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。